

木製塀普及促進モデル事業公募要領

「木製塀普及促進モデル事業」（以下「本事業」という。）の実施にあたっては、「くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、本事業の事業実施者（以下「事業実施主体」という。）を公募するにあたり、公募の内容、参加要件及び手続等を定める本公募要領によることとする。

第1条 事業の目的

この木製塀普及促進モデル事業は、木材の利用が低位である外構部の木質化を推進するため、県内各地に熊本県産の木材（以下「県産木材」という。）を積極的に利用した木製塀の設置を図ることをもって、県民に広く県産木材の良さを身近に感じてもらい、県産木材の需要拡大及び森林の保全に寄与することを目的として実施する。

第2条 本事業の内容と応募要件等

1 本事業の内容

県内の地域協議会、農商工関係団体等※¹の公共性の高い団体や県内の幼稚園・保育園等（市町村立のものを除く）（以下「公共性の高い団体等」という。）が、多くの県民等が利用する公共的空間（物産館、観光地、園舎及び園庭など）に県産木材※²を使用し、木製塀を設置する場合に補助を行う。

※¹ 団体等とは、県内の地域協議会、農商工関係団体など「5 応募者の条件」を満たす団体。

※² 県産木材とは、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カシ、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。なお、県内で生産された素材を県外で構造用集成材等加工を施したもの、県外で第2条の4（3）※³により耐久性処理を施したものについては、県内で使用する場合には限り、県産木材とみなす。

2 補助金の額

当該年度の公共性の高い団体等への補助上限額は、一団体あたり100万円（1mあたり5万円を上限）を上限とする。

ただし、補助金額が上限に満たない場合もある。

3 補助対象経費

補助対象となる経費は次のとおり

区 分	内 容
材 料 費	木材代、金物等の木工に必要な材料代等とする。
加 工 費	木材の加工代、防腐防蟻処理代等とする。
施 工 費	施工にかかる工事請負費、運搬費等とする。（ただし、既存施設等の撤去等は除く。）

4 応募に当たっての要件

次の要件を全て満たすものとする。

（1）対象となる施設

県産木材を使用した木製塀であり、基礎を施工するなどして屋外に固定され、容易に持ち運びができない施設であること。

ただし、木製塀の管理者が地方公共団体である場合は対象とならない。

（2）施設の設置場所

県内における、多くの県民等が利用又は目に触れる公共的空間（物産館、観光地、園舎及び園庭など）に設置すること。

ただし、政教分離の原則から、神社仏閣に木製塀を設置する場合は対象とならない。

(3) 木材の使用料

県産木材については、設置する木製塀の延長1mあたり概ね0.04m³以上使用すること。

(4) 使用する木材の耐久性処理

使用する県産木材は、防腐・防蟻等の処理を施した木材であること。※³

(5) 施設の管理体制

完成した木製塀の点検・補修など維持管理に関する体制ができていること。

(6) 県産木材のPR等への協力

完成した木製塀に、『県産木材を使用し、森林環境譲与税を活用した施設であること』を看板、プレート等で表示するとともに、広報用写真撮影等県が行う県産木材のPRに協力すること。

(7) その他

木製塀の設置を令和9年1月29日(金)までに確実に完了すること。

国からの補助など本事業以外の助成を受けていないこと。

※3 防腐・防蟻等の処理について

ア 地際に接する部材等、交換が難しく木製塀の強度を支える重要な部分

：JAS規格の性能区分K4、K4相当の注入処理したもの又はAQ1種認証材

イ 地際に非接地の部材ではあるが、強度保持上重要な部分

ウ 地際に非接地の部材で、強度負荷が少ない部分

：JAS規格の性能区分K3、K3相当の注入処理したもの若しくはAQ2種認証材

：公益社団法人日本木材保存協会認定の保存剤処理木材及び非保存剤処理木材のうち、無垢のひき板及び角材、合板、単板積層材及び集成材のいずれか

5 応募者の条件

県内の地域協議会、農商工関係団体等の公共性が高い団体や県内の幼稚園・保育園等(市町村立のものを除く)であり、次の条件を全て満たすものとする。

(1) 5年以上にわたって団体の活動を継続することが確実であって、かつ、定款や規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められる者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立てをされた者

ウ 熊本県等から指名停止の処分を受けていない者

(3) 暴力団または暴力団員若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制下になくすること。

(4) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

(5) 熊本県税を滞納している者ではないこと。

(6) 共同で本事業を行おうとする者は以下のア～エをすべて満たす者であること。

ア 目的、活動・事業の種類、会計、役員に関する事項等が記載された定款等が策定・締結されていること。

イ 事業年度ごとに事業計画書及び収支予算書が作成されていること。

- ウ 事業年度ごとに事業報告書及び収支決算書が作成されていること。
- エ 事業を的確に遂行するに足る人員、経理的基礎、事務処理能力を有すること。

第3条 企画提案の応募手続き

1 企画提案書の提出

(1) 受付

公募期間中に持参及び郵送（末日必着とする。）によるものを受付けるものとする。

(2) 提出書類

提出書類の様式は、日本産業規格 A 4 縦型（一部 A 3 版資料折り込み使用可）とする。

ア 企画提案書（第 1 号様式）

イ 事業計画書（第 2 号様式）

- ・ 設置場所の地図及び現行写真、木製塀の図面、積算資料、木材使用明細書・木拾い表（使用計画分）を添付すること。
- ・ 積算資料には、第 2 条の 4（3）※ 3 の耐久性処理を施した県産木材であることが確認できるよう記載すること。
- ・ 木製塀の図面には部分・部材ごとに耐久性処理が確認できるよう記載し、mあたりの詳細が確認できるよう記載すること。
- ・ 木材使用明細書・木拾い表には、部分・部材ごとに耐久性処理が確認できるよう記載すること。
- ・ 既に木製塀設置の使用指針や管理規定等がある場合は添付すること。

ウ 応募者概要調書（第 3 号様式）

エ 誓約書（第 4 号様式）

オ 提出書類チェックリスト（第 5 号様式）

カ 約款（定款、規約）及び役員名簿

キ 直近 3 年間の事業年度の収支内容が分かる書類
（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

(3) 提出部数

2 部（正本 1 部、副本 1 部）

(4) 提出先

一般社団法人熊本県木材協会連合会

〒 8 6 2 - 0 9 5 4 熊本市中央区神水 1 丁目 1 1 番 1 4 号

電話番号 0 9 6 - 3 8 2 - 7 9 1 9

2 応募に際しての注意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、第 6 号様式により応募者に通知する。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 虚偽の内容を記載した書類を提出した場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に反すると認められた場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国

の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果生じたことに係る責任は、すべて応募者が負うものとする。

(3) 事業の一括委託の禁止

事業内容を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。

ただし、効率的に事業を行ううえで必要と思われる業務については委託することができるものとする。

(4) 補助金の併用の禁止

本事業の補助金を受ける場合は、当該事業に対して国、県、市町村などから他の補助金等を受けることはできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものは除く）。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

企画提案書の作成、提出等の企画提案参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

(8) その他

ア 応募者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された企画提案書等は、熊本県情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ウ 企画提案書の提出後の辞退は、審査会開催前日の17時までに辞退届（様式自由）を持参又は郵送により提出すること。提出先は第3条の1（4）と同様とする。

第4条 審査に係る事項

1 審査方法及び選定方法

選定にあたっては、一般社団法人熊本県木材協会連合会（以下、「県木連」という。）内に設置される選定委員会において第4条の2に規定する評価基準に基づき、提出書類により企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、上位の者から事業実施主体を選定する。

2 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

3 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後速やかに第7号様式－1、第7号様式－2により応募者に通知する。

4 異議申し立て

選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

第5条 事業実施に係る留意事項

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、実施要領に基づくほか、次の事項について注意すること。

1 事業実施について

事業実施主体は、補助金交付申請書（第8号様式）を県木連へ提出すること。県木連で補助金交付申請書を審査のうえ、第9号様式により補助金交付の決定を行う。

なお、県木連との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業が実施できない場合がある。

2 事業着手に係る制限

事業は、原則として県木連から補助金交付決定の通知を受けなければ、着手することができ

ない。

なお、交付決定を受ける前に事業に着手したい場合には、補助金交付決定前着手承認申請書（第 10 号様式）を提出し、承認を得なければならない。

3 着手届の提出

事業実施主体は、事業に着手した場合は、事業着手届（第 11 号様式）により県木連に届け出なければならない。

4 事業の遂行

補助金交付決定の内容、その他要領に基づく県木連からの指示等に従い、注意をもって事業を遂行しなければならない。また、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）に基づき、適正に執行すること。さらに、事業の実施に当たっては、他の事業との経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

5 事業の継続が困難となった場合の措置について

社会情勢等の変化により、事業の継続が困難な場合、県木連に報告し指示を受けること。

（1）事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業実施主体の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

（2）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県木連及び事業実施主体双方の責に帰することができない事由により事業の全部又は一部の継続が困難となった場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容を変更するものとする。

6 処分制限

（1）本事業により取得した財産又は効用の増加した財産は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。当該財産を処分（補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供することをいう。以下「財産処分」という。）する必要があるときは、事前に県の承認を受けなければならない。

ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」に定められている耐用年数に相当する期間、又は農林水産大臣が定める期間を経過したものについては財産処分後にその内容を報告すること。

（2）財産処分を行った際、当該財産を処分したことによって得た収入の全部又は一部を県に納付しなければならない（事業期間中であれば補助金交付決定額を減額する。）。ただし、本事業の成果を活用して実施する事業に使用するため転用（所有者の変更を伴わない目的外使用）する場合は、納付の必要はない。

7 完了届の提出

事業実施主体は、事業が完了したときは、完了届（第 12 号様式）に次の書類を添付して、速やかに県木連へ提出すること。

提出書類

- ア 事業の実施を確認できる書類及び写真
- イ 契約書等金額を確認できる書類
- ウ 合法木材証明書等県産木材を証明する書類
- エ 防腐・防蟻等木材の耐久性処理を確認できる資料（図面含む）
- オ 木材使用明細書・木拾い表（使用実績分）

8 確認検査

県木連は完了届の提出があった場合は、関係書類や会計書類の検査及び必要に応じて現地検

査を行うものとする。

9 実績報告書の提出

事業実施主体は、県木連による確認検査終了後、速やかに実績報告書（第 13 号様式）に事業実績書（第 14 号様式）を添付して県木連へ提出すること。

10 補助金の支払い

県木連は、実績報告書等の書類の審査を行い、適正と認められる場合は、第 15 号様式により交付すべき補助金の額を確定する。

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金の額が確定後、補助金交付請求書（第 16 号様式）を県木連に提出すること。

- 附則 この要領は、令和 3 年 8 月 2 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 4 年 7 月 4 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 5 年 6 月 26 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 6 年 9 月 9 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。
- 附則 この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

【問い合わせ先】

一般社団法人熊本県木材協会連合会（担当：前田）

（〒862-0954 熊本市中央区神水 1 丁目 11 番 14 号 熊本県木材会館内）

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

メール maeda@kumamotonoki.com

別表

評価基準

基本事項	実施体制	・事業の目的を達成するために、十分な人員体制を有しているか。 ・事業を実施するために必要となる専門技術力(資格)や事業に関連する専門知識を有する者を配置しているか。
	業務フロー (工程管理)	・企画内容や運営方法が実現可能な具体性を帯びているか。 ・事業内容が事業期間内に実施可能なスケジュールとなっているか。
	業務実績	・提案事業に類する事業等で良好な実績を有しており、その知識・ノウハウや経験等を当事業に十分に活かせることが期待できるか。
	経営基盤	・提案者の経営基盤が安定しているか。
企画提案内容	事業実施計画	・木製塀としてモデル性が高いものとなっているか。 ・県産木材を使用し、基礎を施工するなどして屋外に固定され、容易に持ち運びができない木製塀であるか。 ・事業内容が本補助事業の目的に対して適切かどうか。 ・事業の目的、内容を十分に理解し、技術提案内容を的確に説明するなど、取組意欲が高いか。 ・公募要領や評価基準で公開している情報に基づき、当事業の内容を正しく理解して、記載されているか。 【優先事項】 ・他にない独創性で実現性が高い提案である場合に優位に評価する。 ・木製塀の維持管理に関する体制が十分に整っている場合に優位に評価する。 ・木製塀の耐久性に特に優れているものは、特に優位に評価する。
	事業効果	・県産木材の需要拡大に大きく寄与するものとなっているか。 【優先事項】 ・普及啓発を行うことによる需要拡大が大きいと認められる場合に優位に評価する。
価格事項	積算内容	・事業目的に見合った適切な積算となっているか。 【優先事項】 ・目的に対して、効率的な実施により経済性に優れている積算である場合に優位に評価する。
その他		【減額評価】 ・全体的な計画性や独創性が少なく、継続して申請されていないか。

第1号様式

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注 様

所在地
(応募者) 名 称
氏 名

印

令和 年度木製塀普及促進モデル事業企画提案書

このことについて、下記のとおり提出します。

添付資料

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 応募者概要調書（第3号様式）
- 3 誓約書（第4号様式）
- 4 提出書類チェックリスト（第5号様式）
- 5 約款（定款、規約）及び役員名簿
- 6 直近3年間の事業年度の収支内容が分かる書類
（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

1 事業概要

応募者名		
応募者の所在地		
木製塀を設置する施設の名称		
木製塀を設置する施設の所在地		
木製塀の概要 延長（m）・高さ（m）	概要：	
	延長： m	高さ： m
県産木材を使用した 木製塀を設置する動機		
耐久性処理の方法 使用薬剤名	耐久性処理方法：	
	使用薬剤名：	
木製塀の維持管理に 関する体制		
木材使用量（予定） 1 mあたりの木材使用量	木材使用全数量 m ³ (うち県産木材 m ³)	m ³ /m> 0.04m ³ /m
木材納入予定先		
着手（予定）年月日		
完了（予定）年月日		

※設置場所の地図及び現行写真、木製塀の図面、積算資料、木材使用明細書・木拾い表(使用計画分)を添付すること。また、既に使用指針や管理規定等がある場合は添付すること。

※木製塀の図面には部材・部分ごとに耐久性処理が確認できるよう記載すること。

※木製塀の図面にはmあたりの詳細が確認できるよう記載すること。

2 事業費

(円)

区分	事業費	事業費負担区分		
		補助金	自己負担	その他
合計				

【記載上の注意事項】

- 1) 積算資料には、公募要領第2条の4(3)※3の耐久性処理を施した県産木材であることが確認できるよう記載すること。
- 2) 消費税の一般課税事業者においては、消費税及び地方消費税相当額を除いた額で記載すること。ただし、申請時において消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

3 事業実施に関する事項

【事業の実施体制及び維持管理体制】

○実施主体：

- ・事業担当人員数：
- ・事業実施に必要な専門知識(資格等)を有する者： 有り 無し

○施工業者：

- ・設計業者：
- ・耐久性処理業者：

○維持管理体制

- ・日常点検(担当・回数・方法等)：
- ・大規模修繕等(担当・方法等)：

【スケジュール】

(事業で予定している主な工程ごとのスケジュールについて記載する。)

応募者概要調書

[illegible]

第4号様式

令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注 様

所在地

(応募者) 名 称

氏 名

印

誓 約 書

このことについて、令和 年度木製塀普及促進モデル事業公募要領第2条の5に示された「応募者の条件」を満たすことを誓約します。

- | | | |
|--|----|----|
| 1 民事再生法の規定による再生手続開始の有無 | 有り | 無し |
| 2 会社更生法の規定による更生手続開始の有無 | 有り | 無し |
| 3 熊本県等から指名停止の処分の有無 | 有り | 無し |
| 4 暴力団または暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制下の有無 | 有り | 無し |
| 5 活動目的における宗教活動や政治活動の有無 | 有り | 無し |
| 6 熊本県税の滞納の有無 | 有り | 無し |

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注 様

所在地
(応募者)名 称
氏 名

印

提出書類チェックリスト

様式・別添	チェックポイント		応募者☑	県木連担当☑
第1号	①	日付・年度の記入、応募者の記載・押印	☐	☐
第2号	①	木製塀の概要・延長・高さの記入	☐	☐
	②	耐久性処理方法(部分・部材ごと)の記載	☐	☐
	③	使用薬剤名の記載	☐	☐
	④	木材使用全数量(積算資料・木拾い表等と一致)の記入	☐	☐
	⑤	1mあたりの木材使用量 (木材使用全数量÷延長)の記入	☐	☐
	⑥	「2 事業費」の記入 ※積算資料と文言・金額の一致、税込・税抜注意	☐	☐
	⑦	「3 事業実施に関する事項」の記載 ※維持管理体制は必記	☐	☐
	⑧	設置場所の地図及び現行写真の添付	☐	☐
	⑨	図面(部分・部材ごとに耐久性処理を記載)の添付	☐	☐
	⑩	積算資料(木材ごとに耐久性処理を記載)の添付	☐	☐
	⑪	木材使用明細書・木拾い表の添付	☐	☐
第3号	①	確実に連絡が可能な電話番号・FAX番号・メールアドレスの記入	☐	☐
	②	消費税等の課税方式の選択	☐	☐
第4号	①	日付・年度の記入、応募者の記載・押印	☐	☐
別添 その他	①	定款・役員名簿・直近3ヵ年の収支内容書類	☐	☐
	②	木製塀の設置場所が神社仏閣ではないこと (政教分離の原則から)	☐	☐
	③	応募者が設置施設の指定管理者の場合、市町村と交わす管理運営仕様書等の添付	☐	☐
	④	正本・副本 合計2部準備	☐	☐

第 号
令和 年 月 日

(応募者の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注

令和 年度木製塀普及促進モデル事業企画提案書の非受理について

このことについて、企画提案書の提出があった令和 年度木製塀普及促進モデル事業について、審査の結果、下記のとおり企画提案書が受理されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非受理理由の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非受理理由

例： 次の理由により失格・無効としたため

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・募集要項に違反すると認められる

3 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 前田

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail maeda@kumamotonoki.com

第 号
令和 年 月 日

(応募者の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注

令和 年度木製塀普及促進モデル事業に係る審査の結果について（通知）

このことについて、企画提案書の提出があった令和 年度木製塀普及促進モデル事業について、審査の結果、事業実施主体として選定しましたので通知します。

ついては、対象となる事業内容は、熊本県木材協会連合会との協議により決定するものとします。

なお、熊本県木材協会連合会との間で行う計画の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、提案した事業を実施できない場合があります。

記

1 企画提案名

2 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 前田

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail maeda@kumamotonoki.com

第 号
令和 年 月 日

(応募者の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注

令和 年度木製塀普及促進モデル事業に係る審査の結果について（通知）

このことについて、企画提案書の提出があった令和 年度木製塀普及促進モデル事業について、審査の結果、下記のとおり事業実施主体として選定されなかったので通知します。

この通知を受けた者は、通知の日から7日以内に非選定理由の説明を求めることができます。

記

1 企画提案名

2 非選定理由

例： 実現可能性が認められないため

研究開発の効果が認められないため

次の理由により失格・無効としたため

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった
- ・ 募集要項に違反すると認められる

3 問い合わせ先

一般社団法人熊本県木材協会連合会 前田

〒862-0954 熊本県熊本市中央区神水1-11-14

電 話 096-382-7919

FAX 096-382-7893

E-mail maeda@kumamotonoki.com

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度木製塀普及促進モデル事業補助金交付申請書
令和 年度において、下記のとおり木製塀普及促進モデル事業を実施したいので、
金 _____ 円を交付されるよう下記のとおり申請します。

記

(円)

区分	事業費	事業費負担区分		
		補助金	自己負担	その他
合計				

(事業実施主体の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会

会 長 堀 川 泰 注

令和 年度木製塀普及促進モデル事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度木製塀普及促進モデル事業については、公募要領の規定により、下記の条件を付けて金 _____ 円を交付することに決定しましたので通知します。

記

補助の条件

- 1 木製塀普及促進モデル事業公募要領に従い執行しなければならない。
- 2 完成した木製塀に、県産木材（合法木材）を使用し、森林環境譲与税を活用した施設であることを看板、プレート等で表示すること。

(注) 補助金の支払いは事業完了後、当会が報告書等や会計書類を審査及び検査等を行い、交付すべき補助金額を確定し、補助金交付確定通知書(第15号様式)を交付します。補助金額が確定後、補助金交付請求書(第16号様式)を提出してください。

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度木製塀普及促進モデル事業の補助金交付決定前着手承認申請書

このことについて、令和 年度事業計画に基づき、着手の条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に実施したいので、木製塀普及促進モデル事業公募要領第5条の2の規定に基づき、申請します。

記

1 着手の理由

2 着手の計画

事業内容	事業費 (円)	着手予定年月日 完了予定年月日

3 着手の条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、その損失は事業実施主体において負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更を行わないこと。

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度木製塀普及促進モデル事業着手届
令和 年 月 日付け 熊木連第 号で交付決定のあったこのことについて、
事業に着手したので、木製塀普及促進モデル事業公募要領第 5 条第 3 項の規定に基づき報告しま
す。

記

事業の内容	事業費 (円)	事業着手年月日 事業完了予定年月日	備 考

※着手届は、事業着手年月日、事業完了予定年月日を記載すること。

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度木製塀普及促進モデル事業完了届
令和 年 月 日付け 熊木連第 号で交付決定のあったこのことについて、
事業が完了したので、木製塀普及促進モデル事業公募要領第 5 条第 7 項の規定に基づき報告しま
す。

記

事業の内容	事業費 (円)	事業着手年月日 事業完了年月日	備 考

※完了届には、次の書類を添付すること。

- ・ 事業の実施を確認できる書類及び写真
- ・ 契約書等金額を確認できる書類
- ・ 合法木材証明書等県産木材を証明する書類
- ・ 防腐・防蟻等木材の耐久性処理を確認できる資料(図面含む)
- ・ 木材使用明細書・木拾い表(使用実績分)

第 13 号様式

第 号
令和 年 月 日

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様

(事業実施主体の長) 印

令和 年度木製塀普及促進モデル事業実績報告書

令和 年 月 日付け 熊木連第 号で交付決定のあったこのことについて、事業を実施したので、木製塀普及促進モデル事業公募要領第5条第9項の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

1 事業実績書（第14号様式）

第 14 号様式

令和 年度 木製塀普及促進モデル事業実績書

1 事業内容

事業実施主体名		名称： 代表者：	
所在地		〒	
事業を実施した場所	木製塀を設置する施設の名称		
	木製塀を設置する施設の所在地	〒	
木製塀の延長・高さ		延長： m	高さ： m
施工者名		名称： 所在地：	
木材納入業者名 耐久性処理業者			
着手年月日		令和 年 月 日	
完了年月日		令和 年 月 日	
使用した県産木材の樹種及び数量		木材使用全数量 m ³ (樹種：) (うち県産木材 m ³)	
1 mあたりの木材使用量		m ³ /m > 0.04m ³ /m	
耐久性処理の方法		耐久性処理方法：	
使用薬剤名		使用薬剤名：	

2 事業費

区分	単価(円)	数量	事業費(円)	うち補助金(円)	備考
合 計					

(事業実施主体の長) 様

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注

令和 年度木製塀普及促進モデル事業補助金交付確定通知書

記

令和 年 月 日付け熊木連第 号で交付決定しました令和 年度木製塀普及促進モデル事業については、公募要領の規定により、下記の通りその額を確定しましたので通知します。

記

1 交付確定額 金 _____ 円

第 16 号様式

令和 年度木製塀普及促進モデル事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け熊本連第 号で確定の通知がありました令和 年度木製
塀普及促進モデル事業として、下記の金額を交付されるよう木製塀普及促進モデル事
業公募要領により請求します。

記

請求額 金 円

口座 振替払	金融機関名 支店名	
	預金種目	1 普通 2 当座
	口座番号	
	口座名義	
	フリガナ	

令和 年 月 日

(住 所)

(氏 名)

印

一般社団法人熊本県木材協会連合会
会 長 堀 川 泰 注 様